市内公共施設等の利用における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

施設管理者は適切な感染予防対策を講じるとともに、利用者には施設の利用条件による利用をお願いし、感染予防対策に努めます。

また、施設利用者の皆さま一人ひとりは、その時、そのときの状況を自ら考えながら、感染拡大を防止するための取組を行ってください。

基本的な感染防止行動の徹底

ソーシャルディスタンス(人と人との距離)の確保

適切なマスクの着脱 手洗い・手指消毒 室内温度に留意し十分な換気

屋内施設共通の利用条件

- ・風邪症状(のどの痛み、咳、発熱など)がある方は利用できません。
- ・利用者は、咳エチケットや石けん、消毒用アルコールなどによる手 洗いの励行をお願いします。
- ・利用方法等によっては、マスクの着用をお願いする場合があります。
- ・利用者に検温をお願いする場合があります。
- ・1時間に1回程度の定期的な換気をしてください。
- ・飲食中は黙食に努めるほか、食事の提供は個別配膳に努め(飲み物を含めオードブルなど、複数の人間が共有することはお控えください)、アルコールを伴う会食はお控えください。
- ・利用後の清掃、除菌、手洗いを徹底してください。

施設管理者が配慮すること

- ・職員等の健康管理を徹底する。
- ・職員等の咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ・職員等のマスク着用については、各施設管理者が判断する。
- ・施設の利用方法等によっては、利用者に対し、マスクの着用を促す。
- ・清掃、消毒、換気に努める。
- ・多くの利用者が接触する場所、手が触れる箇所を最低限にする工夫をする。
- ・人との間隔を確保するため、座席等のレイアウトや衝立ての設置などを工夫する。
- ・利用者に対し、北海道が作成した「冬の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」を周知し、注意喚起する。
- *https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/

【参考】国・北海道の公表資料

- ■新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」(リンク先:厚生労働省ホームページ<u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 newlifestyle.html</u>
- ■「マスクの着用について」(リンク先:厚生労働省ホームページ)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku 00001.html
- ■「北海道新型コロナウイルス感染症について」(リンク先:北海道ホームページ)https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/